

船舶事故等調査報告書

平成22年10月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第114号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成22年4月5日 23時30分ごろ	
発生場所	宮崎県延岡市島浦島南東方沖 島野浦島灯台から真方位137° 11.0海里付近 (概位 北緯32° 32.0′ 東経131° 58.0′)	
事故等調査の経過	平成22年7月15日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第五春日丸、19トン	
船舶番号、船舶所有者等	MZ2-3151（漁船登録番号）、有限会社春日丸	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	主機直結冷却海水ポンプ（以下「海水ポンプ」という。）駆動軸折損、主機ピストン及びシリンダライナ焼付き	
事故等の経過	本船は、船長ほか11人が乗船して操業中、平成22年4月5日23時30分ごろ、主機冷却清水温度が上昇し、オイルミスト管から白煙が出始めたので、主機を停止し、自力航行を断念して、僚船にえい航されて帰港した。	
気象・海象	気象：天気 曇り時々晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0～1.5m、うねり 約1.5m	
その他の事項	<p>主機は、平成元年から使用されており、海水ポンプの駆動軸は交換されたことはなかった。</p> <p>海水ポンプは、軸受に異状はなかったが、駆動軸が軸受のインペラ側付け根で折損していた。</p> <p>主機は、清水の冷却不足から過熱してジャケットリングが損傷し、清水がクランクケース内に漏洩して主機潤滑油に混入したことから、同油性状が劣化していた。</p> <p>主機は、全シリンダのピストンとシリンダライナが焼き付いていた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、島浦島南東方沖で操業中、海水ポンプの駆動軸が折損したことにより、主機が過熱するとともに、ジャケット冷却清水がクランクケース内に漏えいして潤滑油の性状が劣化し、ピストンがシリンダライナに焼き付いたものと考えられる。</p> <p>海水ポンプの駆動軸は、経年使用され、運転と停止を繰り返すうち、材質が疲労して、折損した</p>

	ものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が島浦島南東方沖で操業中、海水ポンプの駆動軸が折損したため、主機が過熱するとともに、ジャケット冷却清水がクランクケース内に漏えいして潤滑油の性状が劣化し、ピストンがシリンダライナに焼き付いたことにより発生したものと考えられる。